

# 近代に至る住居の安全水準に関する構造規定の成立過程

尚綱女学院短大 ○平田京子 日本女大家政 石川孝重

目的 兵庫県南部地震で住宅が甚大な被害を被ったが、これらの災害経験をふまえて今後の住居の適切な構造安全水準を設定するためには、現在の安全水準を把握し、その上で将来の水準を提唱することが急務である。現在に至るまでの安全水準は主に法令や諸学会規準類に定められていることから、法令中の住居の構造規定の成立過程と其中の数値等の設定根拠を明らかにし、安全水準の現状把握を行うことを目的とする。現在のような力学に基づく構造安全規定が初めて公布されたのは市街地建築物法だが、その発端は明治時代中期の東京市建築條例妻木案にまで遡る。その後立案された東京市建築條例学会案や東京府建築取締規則案も同法に大きく影響を及ぼした。これをふまえ本研究は、住居構造規定の起源から明治・大正期に至る構造規定の成立過程を考究し、その水準を検証する。

方法 住居構造法令の起源から江戸時代に至る近世までの資料は、諸図書館に所蔵の法制史料を中心に文献調査した。明治以後の資料では日本建築学会等に所蔵される年代不明の条文立案資料を多数収集し、その年代と条文立案過程の分析を基に、考察を行った。

結果 住居構造規定の起源は律令にみられ、江戸時代に至るまで地震よりも防災（火災）に関する安全性が主に規定されてきた。明治以降ではまず経験的な構法規定が登場し、次第に数値や数式に基づく構造規定が立案される。市街地建築物法の基礎となる明治期の諸条例案立案中には濃尾地震等の大地震が発生し、耐震規定の考慮がなされたが水平震度は制定されなかった。また法令に先駆け、警視庁内規で震度法による耐震設計が推奨される動きもあったが、現行設計法の基本となる震度規定は関東大地震後に初めて制定された。